

名護市飼料価格高騰対策事業のご案内

飼料価格の高騰による畜産経営の影響を緩和するため
畜産農家等が負担する飼料の購入経費の価格上昇分の一部を補助します。

対象者

市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人で
畜産業(牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、山羊)を営み下記の条件を満たすもの。

- ① 申請以降も畜産業に取り組む意思があること。
- ② 令和4年4月から申請時までに出荷実績等があること。
- ③ 市税の滞納がないこと(※但し、分納相談等行われ徴収が猶予されている場合は除く)



補助額算出方法

補助対象：令和4年4月～令和4年12月までに購入した
飼料(粗飼料を除く)代

※補助額 =

$$\left(\text{※当年の飼料費} - \frac{\text{当年の飼料費}}{\text{価格上昇率 (1.19)}} \right) \times 50\%$$

※補助額は1,000円未満切り捨て。

※当年の飼料費：対象期間に購入した飼料購入費

(但し、配合飼料価格安定制度による補填金等を受けている
場合は、その額を除いたものとする。)

申請手続き

(1)申請書類等様式の入手方法

名護市ホームページから申請書等様式をダウンロードしていただくか、名護市役所園芸畜産課窓口、屋部支所、羽地支所、屋我地支所、久志支所で入手することができます。

(2)提出書類

- ① 補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）別紙1-①、②、③
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 令和4年4月から申請時までの出荷実績が確認できる書類（写し）
- ④ 市税を滞納していないことが分かる書類（完納証明等）
- ⑤ 対象飼料の種類、数量、購入金額が確認できる書類（領収書等）（写し）
- ⑥ 配合飼料価格安定基金に加入している場合、契約書及び補填額が確認できる書類（写し）
- ⑦ 国や県等が実施する飼料高騰対策の補助を受けている場合は、その内容及び補助額が確認できる書類（写し）

※①～⑦以外でも追加で提出をお願いする場合があります。

(3)申請書の提出

【受付期間】 **令和5年3月1日(水)～3月31日(金)まで**

【受付場所】 名護市役所 園芸畜産課窓口 または 郵送

※郵送の場合、3/31(金)必着。簡易書留やレターパック等を推奨。

【受付時間】 平日 午前：8時30分～12時まで **※土日祝日を除く**
午後：13時～17時15分まで

< お問い合わせ先・送付先 >
〒905-8540 名護市港一丁目1番1
名護市役所 園芸畜産課 畜産係
0980-53-1212(内線 262)



HPは
こちら

